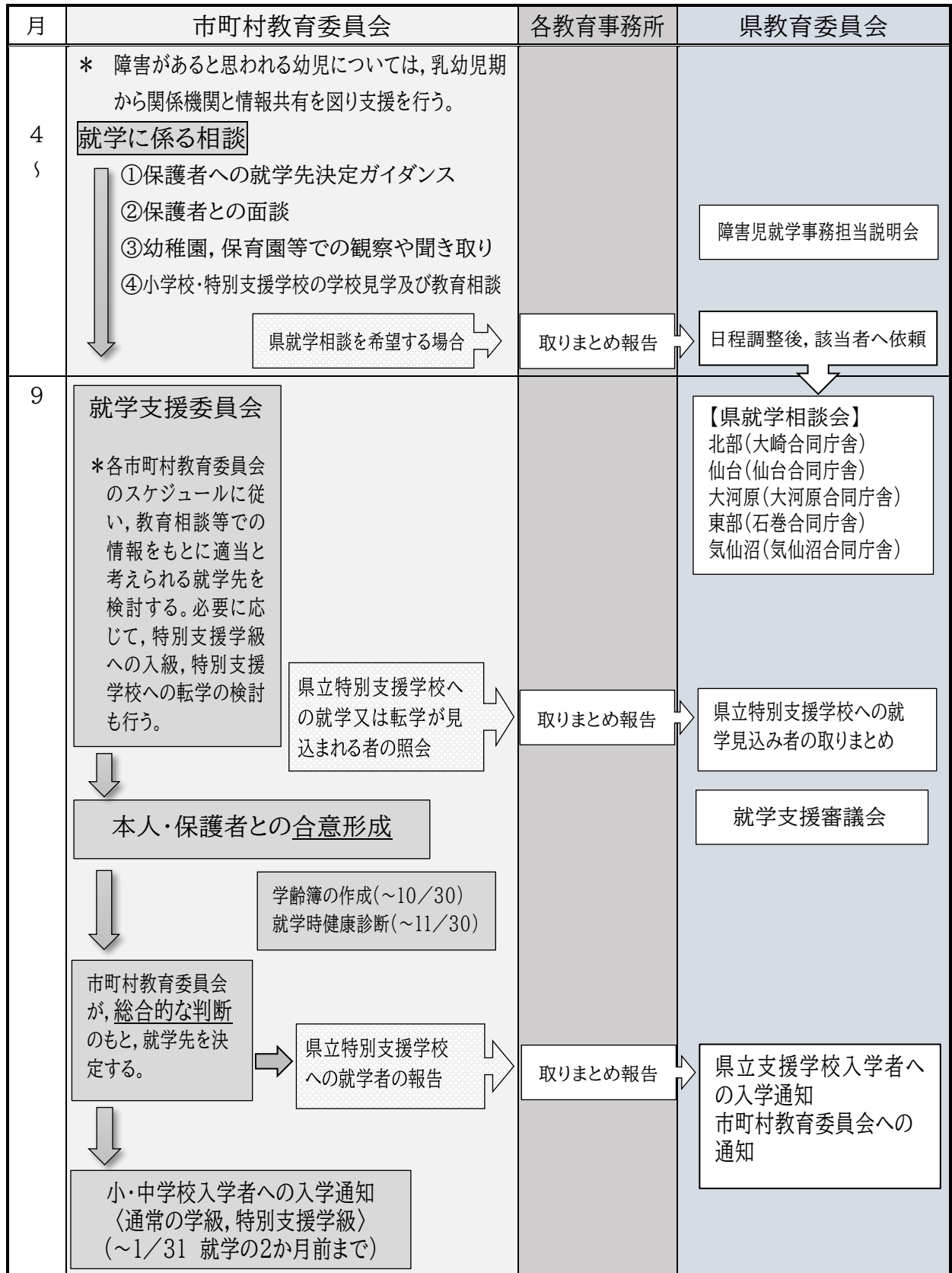


### Ⅲ 就学先決定までの流れ

#### 1 障害のある子供の就学先決定の流れ



【図1 障害のある幼児の就学先決定に係る手続きの流れ(宮城県の場合)】

## 2 関係者に求められること

障害のある子供の教育については、将来の自立と社会参加を見据えて、子供一人一人のニーズに応じた指導を行うことが大切です。そのため、就学先決定にあたっては、早期からの相談を行い、本人・保護者の考えを可能な限り尊重した上で、総合的に判断をすることが求められます。

障害のある子供の就学先を決定するにあたっては、関係機関は互いに連携を図るとともに、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ必要に応じて情報を共有し、本人のニーズに合った就学先を検討することが重要となります。よって、関係諸機関の担当者は以下のことに留意し、対応することが求められます。

### (1)市町村教育委員会の就学事務担当者

- ・ 早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状態や保護者の意向を十分に把握する。
- ・ 保護者との信頼関係をもとに適切な情報提供に努め、就学先決定に関わる。
- ・ 保護者が子供の就学後の姿をイメージできるように、就学先決定に係る情報を分かりやすく説明する。
- ・ 関係機関と連携を図りながら学校見学や体験の情報を提供する。
- ・ 本人・保護者の教育的ニーズに応じた支援についての合意形成を図りながら、就学先を決定する。

### (2)幼稚園、保育所、認定こども園等の担当者

- ・ 複数の担当者で情報を共有しながら必要な支援について検討し、支援に当たる。
- ・ 県の早期支援事業等を活用し、外部専門家等と連携した組織的な支援に取り組む。
- ・ 保護者との信頼関係を基に、家庭での気づきや困り感を受け止め、連携を図りながら子供の発達を促すよう支援に当たる。

### (3)医療・福祉・保健担当者(保健師等)

- ・ 他機関と連携を図りながら、多面的な支援につなげる。
- ・ 市町村においては、福祉部署や保健師等と連携し、早期からの支援につなげられるようにする。

### (4)学校関係者

- ・ 特別支援学校のセンター的機能を生かし、地域の就学相談や支援に関わりながら、就学後の支援に生かす。
- ・ 小・中学校、特別支援学校の教員は、障害のある子供の支援に係る知識・技能の習得に努める。

## 3 就学に係る教育相談の流れ

### (1) 就学先決定のガイダンス

ガイダンスについては、各市町村の実情に応じて就学相談の前に一斉に行う、面談の際に個別に行うなど様々な形態で実施されています。いずれにしても、障害のある子供の就学先決定についての手続きの流れ(就学相談や今後の流れ)や就学先として考えられる選択肢、その判断基準、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対して説明をすることが大切です。

時期としては、本格的な就学相談が始まる前に行うことが適切です。

#### イ 内容

保護者の子供に対する養育についての考え、具体的には子供の障害の状態、就学後の学習、健康等についての考えを尊重しながら、子供の成長に関わる教育環境等について十分に検討できるようにすることが大切です。

その際に、地域内の学校(小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の状況等を伝え、保護者が主体的に就学について検討できるような内容で進めることが望ましいと考えられます。

#### ロ ガイダンス実施に当たっての留意点

保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、その後の教育相談に安心して臨むことができるようにすることが必要です。

また、一度決めた就学先は変えられないのではなく、子供の発達状況や、教育環境の整備状況等によって柔軟に転学できることを伝えます。その理解を促すことは、保護者が安心して就学相談に臨むためのポイントとなります。

必要に応じて、「就学相談ガイド～よりよい就学のために」(リーフレット)等を活用しながら分かりやすく説明するようにします。

### (2) 保護者との面談

- ・ 保護者によっては、子供の障害の受容が十分にできていない場合もあります。面談するに当たっては、不安を与えたり、不快に感じさせたりしないようにすることが大切です。
- ・ 面談の際には、保護者の困り感や心情に寄り添った聞き取りを行うとともに、信頼関係を基盤とした話し合いとなるよう進めます。
- ・ 就学相談に係る面談が単なる質問や調査に終わることのないように留意するとともに、保護者の養育や教育に対する意向を十分に聞き取るようにします。
- ・ 家庭の事情等によっては、どこの通園施設にも所属していない未就学児がいることも考えられます。そのような場合は、就学に向けての流れをより丁寧に説明しながら、面談を行う必要があります。

### (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等での観察や聞き取り

#### イ 園等での観察

現在の園等での幼児の様子を実際に観察し、他児とのかかわりの様子や大人とのかかわり、指示理解の程度、行動特性を把握することは、聞き取りからだけでは見えてこない幼児の样子の把握にもつながるため、就学先を検討する上で非常に大切になります。

#### ロ 園等での聞き取り

観察の他に実際に関わっている園等の担当者からの聞き取りを行うことで、幼児のこれまでの成長の経過を知ることができます。できるようになったことや課題となっていること、普段の活動の中での手だてや配慮事項等を聞き取ることが大切です。この際、幼児のできないことだけに目を向けるのではなく、興味・関心や得意なことなども把握し、就学先として適切な学びの場を検討するようにします。

### (4) 学校見学や体験学習

保護者が就学先を検討するに当たっては、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など複数の学びの場を見学し、子供の実態に合った学びの場の検討材料とすることが必要です。学校見学の際は、普段の学習の様子を見学してもらうとともに、可能なら学級で体験学習を行い、実際に通学した場合の子供の様子を保護者がイメージできるようにすることが大切です。

学校見学終了後、相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、必要に応じて、見学した学校の相談担当者や情報共有を行い、保護者との就学先についての合意形成につなげていくように進めます。

## 《 教えて！ Q&A 》

Q 対象となる幼児が入院中、又はその他の事情により学校見学に行くことができない場合は、どのように対処すればよいですか。

A そのような場合は、保護者のみ学校見学を行い、お子さんの実態に応じた就学先を検討してもかまいません。また、就学担当者や就学先として考えられる学校の関係者が直接お子さんを訪問し、お子さんの実態把握を行っても良いと考えられます。特に、重度重複障害で訪問教育等が想定される場合は関係者と連携を図りながら、よりより就学の在り方を検討していく必要があります。

## 4 就学先の検討

これまで示したように、保護者との面談、幼稚園・保育所・認定こども園等での観察や聞き取り、学校見学を経て、子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況等を整理し、本人・保護者との合意形成を図った上で、市町村教育委員会が子供にとって適切と考えられる就学先を決定することになります。

### (1) 本人・保護者からの意見聴取

本人・保護者との面談、学校見学等を経て、本人・保護者の意見を聞き取る際には、考えられる就学先とそれぞれの支援の内容等について説明した後に、本人・保護者が十分に考える時間を確保することが大切となります。説明に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場で得られる教育的効果についても、丁寧に分かりやすく説明し、本人・保護者が就学先を考えられるようにします。

### (2) 専門家からの意見の聴取

就学先を検討するに当たっては、市町村の教育支援委員会等で、教育、医学、心理学(心理士等)の専門家の意見を聴取し、総合的な判断のための検討が行われます。ただし、これはあくまでも意見の聴取のためであり、就学先の決定は市町村教育委員会が行うものと法令に定められています。(学校教育法施行令第11条)

### (3) 本人・保護者との合意形成

就学先を決定するに当たって最も重要となるのが、本人・保護者と市町村教育委員会の合意形成です。就学先決定に際しては、市町村教育委員会が就学先決定の流れと就学後の柔軟な就学先の変更等について十分に情報を提供し、本人・保護者の意見を尊重し合意を得る必要があります。

### (4) 合意形成に至らなかった場合の対応

就学先決定に向けて本人・保護者と市町村教育委員会が十分に話し合い、合意形成に向けて進めていく中で、意見が一致しない場合も起こり得ると考えられます。そのようなケースについて宮城県では就学相談会を開催しています。就学相談会では、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等を派遣し、助言等を行っています。さらに、就学相談会も経ても合意形成が困難な場合は、市町村教育委員会の申し出により県就学支援審議会で審議し、合意形成に向けた助言を行うことにしています。これらの助言を参考に、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定します。

## 《 教えて！ Q&A 》

Q 自閉・情緒学級に在籍している自閉症の子供は、知的障害特別支援学校に転校できますか？

A 知的障害を併せ有している場合は、障害の状態により転校することも可能です。

その場合、学校でのお子さんの様子を観察したり、学習の様子を聞き取ったりして、転校が妥当かどうかを判断することが必要です。さらに、本人・保護者の合意を得た上で、市町村教育委員会で判断をします。

## 5 就学先の決定

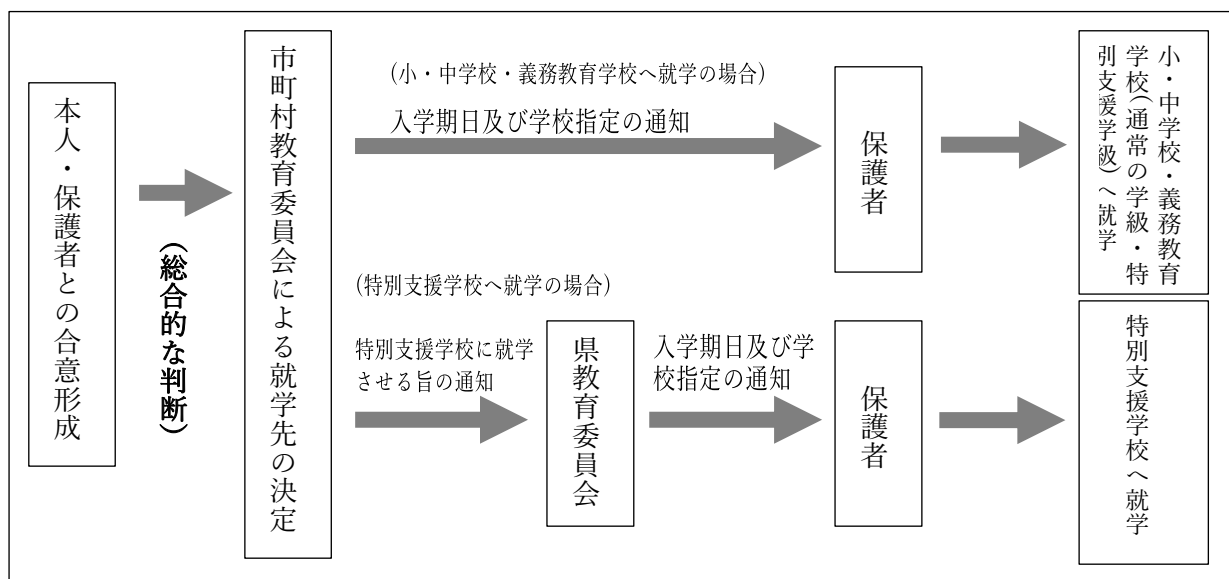
### (1)総合的な判断

市町村教育委員会が就学先を決定するに当たっては、就学相談等で得られた次に示す内容等を踏まえて総合的に判断し、決定します。くれぐれも、発達検査の数値や医師の診断名のみで判断することのないように留意することが大切です。

- ① 子供の実態
  - ・これまでの成育歴
  - ・幼稚園, 保育所, 認定こども園, 通園施設等での観察  
(周囲とのかかわり, 行動特性, 指示理解, 興味・関心等)
  - ・かかわっている周囲からの聞き取り
  - ・保護者からの聞き取り
- ② 本人の障害の状態
  - ・障害の種類及び程度
  - ・医療機関での診断や福祉機関での発達検査等
- ③ 地域や学校等の環境整備状況
  - ・地域や学校の受け入れ状況や環境の整備状況
- ④ 保護者や本人の意向や希望
  - ・保護者や本人の将来を見据えた希望や考え
- ⑤ 専門家の意見
  - ・医学, 教育関係, 心理士等専門家の意見

### (2)就学先の決定

市町村教育委員会は、本人・保護者との就学先についての合意形成を踏まえ、就学相談の中で得られた情報を総合的に判断し、就学先を決定します。



【図2 就学先決定から通知までの流れ】

## 6 学びの場の柔軟な見直し

就学時に決定した学びの場は、卒業時まで固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達や適応の状況を踏まえて、柔軟に転校できることが法令に定められており、本人や保護者を含め、就学にかかわる関係者間で共通理解を図っておく必要があります。そのためには、市町村教育委員会の就学担当の関係者等は、定期的に児童生徒の様子を観察し、教育相談等を行うなどして、関係者の意見を聴取し、状況をつかんでおくことが大切となります。

### (1) 通常の学級から特別支援学級への在籍異動

通常の学級に在籍している児童生徒について、障害の状態の変化等があり、本人・保護者から特別支援学級への入級希望がある場合、市町村教育委員会の判断により在籍を異動することができます。年度替わりに行う場合がほとんどですが、児童生徒の状況によっては年度途中での異動も可能です。ただし、児童生徒が状況の変化に戸惑うことのないように、本人・保護者はもちろん、校内で関わっている関係者と連携し、情報を共有しながら慎重に進める必要があります。

### (2) 特別支援学級から特別支援学校への転学

小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒で、その障害の状態の変化等があり、本人・保護者との合意形成が図られている場合において、特別支援学校へ転学をすることができます。ただし、転学に当たって当該校は、該当児童・生徒の実態を踏まえ、転校後に必要となる支援等についても検討することが必要です。この検討にあたっては、該当児童・生徒にとってよりよい学びの場と、そのための支援の在り方等について、就学に関する相談の中で、保護者に情報を提供し、進めることが重要です。検討した内容については、校内教育支援委員会等で十分に審議した上で、市町村教育委員会へ転学についての資料を提出することになります。

特別支援学校は、知的、肢体不自由、聴覚、視覚、病弱の障害種別になっているため、主となる障害種によって入学できる学校が異なることに留意する必要があります。また、知的障害特別支援学校は学区があり、居住地によって入学する学校が決まっています。

### (3) 入院に伴う病弱・肢体不自由特別支援学校の転学

市町村教育委員会は、児童生徒の病院への入院に伴う転学については、各小・中学校と情報を共有し、速やかに転学に伴う手続きを行うことが必要です。

※県内の病弱特別支援学校は、併設する病院への入院に伴う転学のみとなっています。

### (4) 特別支援学校から地域の小・中学校(特別支援学級)への転学

特別支援学校に在籍している児童生徒で、障害の状態の変化等があり、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情の変化等を勘案して、小・中学校又は義務教育諸学校に就学することが適当であると市町村教育委員会が判断した場合について、転学することができます。